

参院厚生労働委員会 津田議員質問に立つ

「ベースアップ」の定義は？

3月13日、参議院厚生労働委員会が開催され、津田弥太郎参議院議員が以下の質疑を行いました。

【津田議員】本通常国会では、11本の厚生労働省関連の法案審議が予定されている。その中には、「医療介護確保法案」や「労働者派遣法改正法案」のように多くの問題点が指摘されている重要法案が含まれている。このような状況で、何がなんでも早期の法案成立を最優先してくれという態度で与党に接するのか、それとも充実した審議を行い、野党の質疑を通じて丁寧な国会審議に努めていくのか、大臣の所見を伺いたい。

【田村大臣】議論に真摯に耳を傾けていきたい。

【津田議員】昨日は、春闘の集中回答日ということで、一つの山場となった。大手が中心だったが、昨日の状況を踏まえ、大臣の所見を伺いたい。

【田村大臣】昨年より賃金・一時金はアップしている。これから中小企業の交渉が続くが、賃金上昇はとても重要なことだと思う。

【津田議員】中小企業で賃上げが実現することは容易ではない。中小のサプライヤーがベースアップを行ったら、大手のメーカーから「そんなに儲かっているなら値引きせよ。」と言われる。こうしたことは、優越的地位の濫用にも該当する可能性がある。残念ながら公正取引委員会も経産省も問題意識が薄い。中小のベースアップを実現するためにも早急に必要な対策をお取りいただきたい。

【田村大臣】ご指摘の通り。現在経産省や公正取引委員会に下請け価格の適正化のための要請文書を出している。重要なことなのでしっかりとやっていく。

【津田議員】昨年11月の本委員会で、私は政府の「ベ

ースアップ」についての公式な定義がないことを指摘した。また部長手当の増額をベースアップとするような乱暴なベースアップの解釈はやめてほしいということを内閣府に対して要望していただきたいとお願いした。その時大臣は「言葉の定義をつくる」という答弁をされたが、内閣府との話し合いはどのようになったのか。

【田村大臣】定義は確定していないが、厚生労働省としては「賃金表の改定により賃金がアップすること」をベースアップの定義としている。

【津田議員】そのとおり。部長手当の増額はベースアップではない。内閣府に対して指導してほしい。

【津田議員】労働者派遣法改正法案には「派遣労働を臨時的・一時的な働き方に位置付ける」という肝となる大原則が全く書かれていない。労政審の建議には「臨時的・一時的なものに限ることを原則とする」と明記されている。法案作成過程において、厚生労働省から「臨時的・一時的」の原則を法案に盛り込んでほしいという要請はあったのか。

【内閣法制局】そのようなことはなかった。

【津田議員】公労使の三者で合意された建議の肝となる原則を、厚生労働省自らの判断で法案要綱に求めることをしなかったのは大問題である。この問題は法案審議の際、徹底して追及したい。また、厚生労働省のホームページ上で、派遣法を審議している労働力需給制度部会の議事録が昨年8月30日以降、まったく公表されていないがどうしてなのか。

【佐藤副大臣】それは事実だ。事務局の勝手なので、今月中にはホームページで必ず公表する。

